

## 在宅データ提出加算・充実管理加算

厚生労働省が実施する「外来医療、在宅医療の影響評価に係る調査（外来医療等調査）」に準拠したデータを正確に作成し、継続して提出されることを評価したものです。

生活習慣管理料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定した場合に

充実管理加算Ⅰ

30点（月1回）

在宅時医学総合管理料 又は 施設入居時等医学総合管理料

又は 在宅がん医療総合診療料を算定した場合に

在宅データ提出加算

50点（月1回）

## 物価対応料

厚生労働省より医療機関等が直面する人件費や、医療材料費、食材料費、光熱水費及び委託費等といった物件費の高騰を踏まえた対応として物価対応料が新設されました。

外来・在宅物価対応料	R8年	R9年
初診時	2点	4点
再診時等	2点	4点
訪問診療時	3点	6点